

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

令和3年4月24日

本県の感染状況については、4月23日に207人の新規陽性者を確認し、特に、東京都区部と接する県南部において、新規陽性者の増加が続いています。

そこで、埼玉県における重点措置を講じるべき区域を新たに指定し、以下のとおり協力を要請いたします。

I まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定済）
- ・川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（新たに指定）

(2) 措置区域以外

措置区域を除く、埼玉県全域

II 実施期間

(1) 措置区域

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(2) 措置区域以外

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで



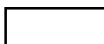
ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(3) まん延防止等重点措置 終了後【埼玉県全域】

※ **措置区域以外**と同様の要請

令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

措置区域図（令和3年4月28日（水）～5月11日（火））

	令和3年4月16日（金）指定済
	令和3年4月24日（土）指定予定
	措置区域以外



Ⅲ まん延防止等重点措置等 の内容

<県民に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往來を控えるよう強く要請） 加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往來を控えること ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上・公園などにおける飲酒などを控えること ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

○飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで・ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 <ul style="list-style-type: none">◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで・ 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 ただし、一人飲み、同居家族（介助者を除く）だけのグループを除く。 <ul style="list-style-type: none">◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p><input type="checkbox"/> 特措法施行令第5条の5に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など)</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p>その他のお願い</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>

<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。

<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数の削減に努めること） ・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底 ・ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ <p>○ 人流抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨 	

○催物（イベント等）について

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない）</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は、終日自粛） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛。ただし、5/12以降は午後8時まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること 	

○劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="161 268 376 308">その他のお願い</p> <p data-bbox="161 323 663 363">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="197 379 1102 1313" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 379 1102 643">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="197 738 1102 1169">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛する。 <li data-bbox="197 1217 1102 1313">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	<p data-bbox="1137 268 1352 308">その他のお願い</p> <p data-bbox="1137 323 1630 363">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="1173 379 2078 1313" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1173 379 2078 699">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="1173 738 2078 1169">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛する。 <li data-bbox="1173 1217 2078 1313">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

<教育委員会に対して>

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

<交通事業者に対して>

措置区域	措置区域以外
その他の要請 <ul style="list-style-type: none"> 5月11日までの間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温等、必要な感染防止対策を要請 	

IV まん延防止等重点措置等 とあわせた県の対応

措置区域	措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い 県主催イベント・行事については、原則として、中止、延期又は規模縮小などを行う。</p> <p>○ 屋内県有施設取扱い 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p><感染防止対策></p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）、宿泊施設・シャワー等の使用 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く） その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の対策を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策。諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入 その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守 	

V ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力のお願い

<移動・往来、帰省>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が拡大していることに鑑み、ゴールデンウィーク期間中の『日中を含む、不要不急の外出や移動』は控えてください。 ・ 帰省・旅行については、延期又は自粛をお願いします。どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクの高い場所に行くことを控えるなど、高齢者への感染につながらないように。 ・ 不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは、避けてください。 ・ 外食は一人か同居家族（介助者を除く）だけで。同居家族以外との宅飲みも自粛を。買い物も一人で。 ・ テレワークの推進、学校でのオンライン授業の活用準備を促進 	

<イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に際して>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底できない場合、イベント開催の自粛 ・ 感染状況に応じて、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期、自粛 ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底 	その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底

<大規模小売店、商業施設>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 催物・バーゲンセール等の延期・自粛 ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底 	

※ 期間中の混雑が見込まれる県内百貨店やショッピングモール、テーマパーク等に対し、個別に要請を行う。